

「高知県森林整備保全事業調査・測量・設計及び計画業務共通仕様書の一部改正について」新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="250 370 954 430">治 山 林 道 必 携</p> <p data-bbox="349 667 855 807">委託業務設計積算編 (県運用事項等)</p> <p data-bbox="488 1107 716 1145"><u>令和4年7月</u></p> <p data-bbox="286 1299 922 1337">高知県林業振興・環境部 治山林道課</p>	<p data-bbox="1267 370 1971 430">治 山 林 道 必 携</p> <p data-bbox="1366 667 1872 807">委託業務設計積算編 (県運用事項等)</p> <p data-bbox="1491 1107 1742 1145"><u>令和3年10月</u></p> <p data-bbox="1299 1299 1935 1337">高知県林業振興・環境部 治山林道課</p>

- 1.地質調査業務に関する運用事項 (略)
- 2.測量業務に関する運用事項 (略)
- 3.設計業務に関する運用事項
- 3- (1) ~3- (5) (略)

3- (6) 治山事業の測量・設計業務における計上区分について

種別		新規	継続	計上単位	備考		
測量業務	7-2 溪間工事測量	(1)踏査選点	◎	◎	1km		
		(2)中心線測量	1 中心線測量	◎	◎	1km	
			2 簡易中心線測量	×	×	1km	
			3 中心線縦断測量	×	×	1km	
		(3)縦断測量	1 縦断測量	◎	◎	1km	
			2 簡易縦断測量	×	×	1km	
	(4)横断測量	1 横断測量	◎	◎	延長1km	護岸工、流路工の場合	
		2 簡易横断測量	×	×	延長1km		
	(5)構造物計画位置横断測量	◎	◎	1横断	治山ダム工の場合		
	(6)平面図作成	◎	×	1件			
	7-3 山腹工事測量	(1)踏査選点	◎	◎	1ha		
		(2)山腹平面測量	1 山腹平面測量	◎	◎	1ha	
			2 簡易山腹平面測量	×	×	1ha	
		(3)山腹縦断測量	1 山腹縦断測量	◎	◎	100m	
2 簡易山腹縦断測量			×	×	100m		
(4)山腹横断測量		1 山腹横断測量	◎	◎	1横断		
	2 簡易山腹横断測量	×	×	1横断			
(5)平面図作成	◎	×	1件				
1-1 打合せ協議	◎	◎	1件				
設計業務	2 溪間工設計	2-1-1 治山ダム予備設計	×	×	1件	※適用しない	
		2-2-1,2-2-2 治山ダム実施設計	◎	◎	1件	※県運用事項3-(2)参照	
		2-4-1 流路工実施設計	×	×	1件	※適用しない	
		県運用3-(3) 護岸工	ア設計計画	×	×	1件	※県独自歩掛
			イ安定計算	○	○	1件	※県独自歩掛
			ウ構造図	◎	◎	100m	※県独自歩掛
			エ数量計算	◎	◎	1基	※県独自歩掛
		県運用3-(4) 流路工(帯工)	ア構造図	◎	◎	100m	※県独自歩掛
	3-3 山腹工設計	1 設計計画	×	×	1件	※県運用事項3-(2)に準ずる	
		2 現地調査	×	×	1件		
		3 基本事項の決定	×	×	1件		
		4 設計計算	ア施設設計	×	×	1件	
			イ安定計算	○	○	1件	
		5 設計図作成	ア平面図等(工種配置図等)	○	○	※1ha	※面積補正の県運用有り
イ構造図	◎		◎	※1ha	※面積補正の県運用有り		
ウ数量計算	◎		◎	※1ha	※面積補正の県運用有り		
6 設計説明書等	ア照査	×	×	1件			
	イ報告書作成	◎	◎	1件			
1-1 打合せ協議	×	×	1件				

- 注)1. ◎:通常の場合、基本的に計上する。
 2. ○:現地の状況、必要に応じて計上する。
 3. ×:計上しない。
 4. 数量は計上単位ごとに小数第3位四捨五入2位止めとする。
 5. 山腹平面測量は、縦横断測量で把握できる場合(小規模な出版工、落石対策工のみの場合等)は計上しない。
 6. 縦横断測量は、新規の場合は必要延長分計上し、継続の場合は該当位置の前後計画、既設間とする。
 ただし、地形の変化等必要が生じた場合はこの限りでない。
 7. 山腹、溪間が両方ある場合は、平面図作成は山腹で1件計上、設計説明書作成は溪間で1件計上する。
 8. 治山ダム、流路工両方ある場合は、設計説明書作成は治山ダムの設計説明書のみ計上する。
 9. 山腹水路工については、通常、他の山腹工事と一体で設置する場合(山腹工として一括できるもの)は山腹工として計上する。
 山腹工でも、溪流整備のみを目的として設置する場合(他の山腹工がない等)は溪間工を代用し、計上する。

- 1.地質調査業務に関する運用事項 (略)
- 2.測量業務に関する運用事項 (略)
- 3.設計業務に関する運用事項
- 3- (1) ~3- (5) (略)

3- (6) 治山事業の測量・設計業務における計上区分について

種別		新規	継続	計上単位	備考		
測量業務	7-2 溪間工事測量	(1)踏査選点	◎	◎	1km		
		(2)中心線測量	1 中心線測量	◎	◎	1km	
			2 簡易中心線測量	×	×	1km	
			3 中心線縦断測量	×	×	1km	
		(3)縦断測量	1 縦断測量	◎	◎	1km	
			2 簡易縦断測量	×	×	1km	
	(4)横断測量	1 横断測量	◎	◎	延長1km	護岸工、流路工の場合	
		2 簡易横断測量	×	×	延長1km		
	(5)構造物計画位置横断測量	◎	◎	1横断	治山ダム工の場合		
	(6)平面図作成	◎	×	1件			
	7-3 山腹工事測量	(1)踏査選点	◎	◎	1ha		
		(2)山腹平面測量	1 山腹平面測量	◎	◎	1ha	
			2 簡易山腹平面測量	×	×	1ha	
		(3)山腹縦断測量	1 山腹縦断測量	◎	◎	100m	
2 簡易山腹縦断測量			×	×	100m		
(4)山腹横断測量		1 山腹横断測量	◎	◎	1横断		
	2 簡易山腹横断測量	×	×	1横断			
(5)平面図作成	◎	×	1件				
1-1 打合せ協議	◎	◎	1件				
設計業務	2 溪間工設計	2-1-1 治山ダム予備設計	×	×	1件	※適用しない	
		2-2-1,2-2-2 治山ダム実施設計	◎	◎	1件	※県運用事項3-(2)参照	
		2-4-1 流路工実施設計	×	×	1件	※適用しない	
		県運用3-(3) 護岸工	ア設計計画	×	×	1件	※県独自歩掛
			イ安定計算	○	○	1件	※県独自歩掛
			ウ構造図	◎	◎	100m	※県独自歩掛
			エ数量計算	◎	◎	1基	※県独自歩掛
		県運用3-(4) 流路工(帯工)	ア構造図	◎	◎	100m	※県独自歩掛
	3-3 山腹工設計	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	
		2 現地調査	×	×	1件		
		3 基本事項の決定	×	×	1件		
		4 設計計算	ア施設設計	×	×	1件	
			イ安定計算	○	○	1件	
		5 設計図作成	ア平面図等(工種配置図等)	○	○	※1ha	※面積補正の県運用有り
イ構造図	◎		◎	※1ha	※面積補正の県運用有り		
ウ数量計算	◎		◎	※1ha	※面積補正の県運用有り		
6 設計説明書等	ア照査	×	×	1件			
	イ報告書作成	◎	◎	1件			
1-1 打合せ協議	×	×	1件				

- 注)1. ◎:通常の場合、基本的に計上する。
 2. ○:現地の状況、必要に応じて計上する。
 3. ×:計上しない。
 4. 数量は計上単位ごとに小数第3位四捨五入2位止めとする。
 5. 山腹平面測量は、縦横断測量で把握できる場合(小規模な出版工、落石対策工のみの場合等)は計上しない。
 6. 縦横断測量は、新規の場合は必要延長分計上し、継続の場合は該当位置の前後計画、既設間とする。
 ただし、地形の変化等必要が生じた場合はこの限りでない。
 7. 山腹、溪間が両方ある場合は、平面図作成は山腹で1件計上、設計説明書作成は溪間で1件計上する。
 8. 治山ダム、流路工両方ある場合は、設計説明書作成は治山ダムの設計説明書のみ計上する。
 9. 山腹水路工については、通常、他の山腹工事と一体で設置する場合(山腹工として一括できるもの)は山腹工として計上する。
 山腹工でも、溪流整備のみを目的として設置する場合(他の山腹工がない等)は溪間工を代用し、計上する。

3- (7) ~3- (15) (略)

4. 計画作成等業務に関する運用事項 (略)

5. その他運用事項・例規等

5- (1) ~5- (7) (略)

5- (8) 交通費の算定について

1)・2) (略)

3) 旅費交通費の計上方法

測量業務については、基地～現場までの往復距離が 60km 以上の箇所のみ 基地～現場までの旅費交通費を計上する。その他業務については、基地～現場までの往復距離を旅費交通費に計上する。

なお、離島等については、別途船賃等を計上すること。

基地～現場までの往復距離は整数止め（整数以下切捨て）とする。

5- (12) 単価・歩掛適用日について

歩掛改正等は基本的に7月1日

○ 歩掛適用日：設計書作成年月日に属する月の1日

○ 単価適用日：設計書作成年月日に属する月の1日

その他労務・損料・見積・物価版等の資材単価に掲載のないもの（工事に準ずる）

5- (13) ~5- (15) (略)

3- (7) ~3- (15) (略)

4. 計画作成等業務に関する運用事項 (略)

5. その他運用事項・例規等

5- (1) ~5- (7) (略)

5- (8) 交通費の算定について

1)・2) (略)

3) 旅費交通費の計上方法

測量業務については、基地～現場までの往復距離が 60km 以上の箇所のみ 基地～現場までの旅費交通費を計上する。その他業務については、基地～現場までの往復距離を旅費交通費に計上する。

なお、離島等については、別途船賃等を計上すること。

基地～現場までの往復距離は整数止め（整数以下切捨て）とする。

5- (12) 単価・歩掛適用日について

○ 歩掛適用日：改正等は基本的に7月1日

○ 単価適用日：設計・測量・一般調査業務労務単価

(4月1日改正で3月末日まで使用)

資材単価

(7月1日改正で6月末日まで使用)

その他労務・損料・見積・物価版等の資材単価に掲載のないもの（工事に準ずる）

5- (13) ~5- (15) (略)